

高額所得者に対する市営住宅明渡請求事務取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市営住宅条例（昭和36年豊中市条例第20号。以下「条例」という。）及び市営住宅条例施行規則（昭和36年豊中市規則第22号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、高額所得者に対する市営住宅の明渡請求事務の取扱いについて必要な事項を定めることを目的とする。

(入居期間の算定)

第2条 条例第15条第2項の規定による認定に係る期間（建替えによる仮移転期間を除く。）については、市営住宅入居承認日（住替えによる入居者については、当初の入居承認日）から毎年10月1日までとする。

(認定通知)

第3条 市長は、条例第15条第2項の規定により高額所得者として認定した者に対しては、当該認定の通知をするものとする。

(認定の変更)

第4条 市長は、前条の認定についての意見陳述があったときは、その内容を審査し、当該意見に理由があると認めるときは、当該認定の更正の通知をするものとする。

(明渡勧告・指導)

第5条 市長は、第3条の規定による高額所得者の認定通知を行った者に対して、明渡勧告を行い、来庁を求めて明渡しに関する指導を行うものとする。

(明渡相談等)

第6条 市長は、市営住宅の明渡しに関する相談を行うときは、高額所得者に対し、市営住宅明渡相談書（様式1）の提出を求めるものとする。

(公的住宅等のあっせん)

第7条 市長は、高額所得者に対して、市営住宅以外の公的住宅等のあっせんに努めるものとする。

(明渡請求)

第8条 市長は、第5条の明渡指導を行ったにもかかわらず、市営住宅の明渡しに応じない者に対しては、市営住宅の明渡しを請求するものとする。この場合における明渡請求書の送達は、配達証明付き内容証明郵便により行うものとする。

2 市長は、前項の場合において、条例第17条の2第3項各号のいずれかに該当するときは、当該明渡しの請求を猶予することができる。

(明渡期限の延長)

第9条 明渡請求を受けた高額所得者は、条例第17条の2第3項に該当する場合には、明渡期限の延長を求めることができる。

- 2 前項の明渡し期限の延長は、明渡期限延長申出書(様式2)により行わなければならない。
- 3 市長は、高額所得者から前2項の申出があったときは、その内容を審査のうえ、その可否を判定し、結果を申出者に通知するものとする。

(明渡請求の取消し)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当し、必要があると認めるときは、明渡請求を取り消すことができる。

- (1) 入居者の死亡等により、公営住宅法施行令第9条第1項に規定する金額を超えなくなったとき、又は当分の間、超える見込みがないとき。
- (2) その他前号に準ずる特別の事由が生じたとき。

- 2 市長は、前項の明渡請求の取消しをしたときは、その旨通知するものとする。

(法的措置)

第11条 市長は、明渡請求を受けた者が明渡期限を過ぎても当該市営住宅を明け渡さない場合は、市営住宅の明渡しを求める訴えを提起するものとする。

(雑則)

第12条 市長は、この要綱に定めのない事項については、必要に応じ適宜措置するものとする。

附 則

この要綱は、平成29年2月1日から実施する。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 前項の施行日前にした手続きその他の行為は、施行後の要綱の相当規定によってしたものとみなす。

附 則(令和5年3月30日一部改正)

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 前項の施行日前にした手続きその他の行為は、施行後の要綱の相当規定によってしたものとみなす。

市 営 住 宅 明 渡 相 談 書

豊中市長 あて

年 月 日

住 所	豊中市		
住宅名	市営	住宅	棟 号
氏 名		電話番号	

私は、市営住宅の明渡しについて、下記のとおり考えております。

記

[] 1 自力で移転します。(該当するところに印又は記入してください。)

区 分	種 類	明 渡 時 期	
<input type="checkbox"/> 賃貸 <input type="checkbox"/> 分譲 <input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 購入 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> UR都市機構 <input type="checkbox"/> 大阪府住宅供給公社 <input type="checkbox"/> 民間 <input type="checkbox"/> その他 ()	年 月 (予定)	
		備 考	
		年 月 日	契約済 契約予定

[] 2 公的住宅のあっせんを希望します。

あっせん住宅	<input type="checkbox"/> UR都市機構 賃貸住宅 <input type="checkbox"/> 大阪府住宅供給公社 賃貸住宅 <input type="checkbox"/> 民間賃貸住宅 <input type="checkbox"/> その他 ()
--------	--

[] 3 裏面の特記事項に記載した事情のため、明渡し準備ができません。
(裏面に、該当する特別な事情を詳しく記入してください。)

提 出 期 限	年 月 日
---------	-------

特記事項

入居者又は同居者の病気・失職・災害や交通事故による損害等の特別な事情のある場合に記入してください。

ただし、特記事項に記入したことによって、必ずしも高額所得者の認定の更正や、明渡請求の猶予の措置がなされるものではありません。

1. 入居者又は同居人が、長期間治療を要する傷病にかかっている。

氏名

傷病名

治療期間

ヶ月（予定）

2. 入居者又は同居者が、災害により著しい損害を受けた。

原因

発生年月日

年

月

日

損害額

万円

3. 入居者又は同居者が、定年退職することによって収入が減少する。

氏名

退職日

年

月

日

退職時年齢

歳

氏名

退職日

年

月

日

退職時年齢

歳

4. 同居家族が結婚、独立等で転出することによって収入が減少する。

氏名

転出日

年

月

日

理由

氏名

転出日

年

月

日

理由

5. その他、特に住宅を明け渡す準備ができない特別な事情がある。

[理由]

6. 世帯員構成

	続柄	氏名	生年月日	年齢	勤務先名	勤務先住所
1	本人		年 月 日			
2			年 月 日			
3			年 月 日			
4			年 月 日			
5			年 月 日			
6			年 月 日			

※豊中市使用欄

確認方法 窓口 郵送 郵送（窓口にて確認）

手続き 名義人 名義人以外

確認書類 運転免許証 保険証 マイナンバー

パスポート その他（ ）

明 渡 期 限 延 長 申 出 書

豊中市長 あて

年 月 日

住 所	豊中市		
住宅名	市営	住宅	棟 号
氏 名		電話番号	

私は、 年 月 日付で市営住宅の明渡請求を受けましたが、下記の事由に該当するため、明渡しの期限の延長を申し出ます。

記

■該当事由

<input type="checkbox"/>	<p>(1) 入居者又は同居者が病気にかかっているため。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・病気にかかった方の氏名： _____ (続柄 _____) ・傷病名： _____ ・治療に要する期間： _____ か月 (入院 _____ か月・通院 _____ か月) ・傷病の期間： _____ 年 _____ 月から傷病中 ・最近1年間の傷病支払費 (個人負担額)： _____ 円
<input type="checkbox"/>	<p>(2) 入居者又は同居者が災害により著しい損害を受けたため。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原因： _____ ・発生年月日： _____ 年 _____ 月 ・損害額： _____ 円
<input type="checkbox"/>	<p>(3) 入居者又は同居者が近い将来において定年退職する等の理由により、収入が著しく減少することが予想されるため。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収入減少見込みの方の氏名： _____ (続柄 _____) ・収入減少の時期 (退職日等)： _____ 年 _____ 月

※ 該当する事由に☑をし、詳細を記入すること。

※ 該当事由の事実証明書を添付すること。(診断書・退職予定証明書・傷病支払証明書等)

※豊中市使用欄

確認方法 窓口 郵送 郵送 (窓口にて確認)
 手続き 名義人 名義人以外 (委任状要)
 確認書類 運転免許証 保険証 マイナンバー
パスポート その他 ()